

お客さま 各位

十勝信用組合

「未利用口座管理手数料」の新設および「口座自動解約」について

平素より、十勝信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、長期間ご利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害の防止ならびに口座管理コスト分の手数料を頂きたく、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引をされていない口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただいた場合には、一定の条件のもと本口座をお取り扱う費用として「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、口座の残高が本手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって本手数料としてご負担いただいた上で、不正利用されることによる被害を防止するために、口座を解約させていただきます。長期間ご利用されていない普通預金口座がございましたら、ぜひご利用再開くださいますようお願い申し上げます。

なお、「未利用口座」のお取扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座を対象としたものであり、常日頃から入出金および口座振替等のお取引をされている口座が対象になることはございません。

【未利用口座管理手数料の概要】

対象となる口座 (未利用口座)	最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金の利息入金および本手数料の引落しを除く）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座 ※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
未利用口座に 該当しても 対象外となる場合	① 残高が10,000円以上ある場合 ② 同一お取引店で、他に預かり金融資産（定期預金、定期積金、出資金等）またはお借入（当座貸越・カードローン契約）がある場合 ③ 口座の名義人が18歳未満の場合 ※ ①から③のうち、いずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外となります。
未利用口座 管理手数料 に係るご案内	(1) 対象となるお客さまには、お届けいただいているご住所に事前に文書にてご案内いたします。 ※ ご案内が延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (2) 文書発送後、一定期間（翌々月末まで）を経過してもご利用がない場合は、本手数料をご負担いただきます。 (3) 残高不足により本手数料の払戻しができなかった場合は、残高全額を本手数料の一部として充当させていただき、当該口座を自動的に解約いたします。この場合、解約をもって手数料の徴求は終了し、お客さまに別途ご負担いただくことはございません。 ※ 残高が手数料同額の場合も、本手数料ご負担後解約とさせていただきます。 (4) 払戻した本手数料については返却いたしません。 (5) 解約させていただいた同口座の通帳およびキャッシュカードはご利用できません。
手数料金額	年間1,320円（税込）

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。